

身体障害者旅客運賃割引規程【新旧対照表】

改正	現行
<p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳（発行自治体によりカード化されたもの、<u>「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」</u>（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ）の交付を受けている者で、次の1に該当する者をいう。</p> <p>(1) 視覚に障害がある者</p> <p>(2) 聴覚または平衡機能に障害がある者</p> <p>(3) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障害がある者</p> <p>(4) 肢体不自由者</p> <p>(5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害がある者</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳（発行自治体によりカード化されたものを含む。以下同じ）の交付を受けている者で、次の1に該当する者をいう。</p> <p>(1) 視覚に障害がある者</p> <p>(2) 聴覚または平衡機能に障害がある者</p> <p>(3) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障害がある者</p> <p>(4) 肢体不自由者</p> <p>(5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害がある者</p> <p>2 (省略)</p>

*下線部が改正箇所。